

富士市広告入り足拭きマット設置募集要項

富士市では、市庁舎の入口に設置する広告入り足拭きマット（以下「広告マット」といいます。）の設置希望者を募集します。

- 1 募集内容 市庁舎入口への広告マット設置希望者
- 2 申込書提出期間 令和7年12月24日（水）午前8時30分から
令和8年 1月20日（火）午後5時15分まで
(郵送の場合期間内必着)
- 3 設置期間 令和 8年 4月 1日（水）から
令和11年 3月31日（土）までの3年間
ただし、引き続き掲載を希望する場合は、1年単位で、最大2年間延長が可能です。
- 4 設置箇所 静岡県富士市永田町1丁目100番地 市庁舎の下記場所
①市庁舎2階正面玄関
②市庁舎1階北口（風除室）

5 広告マット寸法・規格

設置番号	設置場所	寸法(cm)		形状	面積(m ²)	枚数	備考
		縦	横				
①	市庁舎2階 正面玄関	210	240	長方形	5.04	1	
②	市庁舎1階 北口（風除室）	260	90	長方形	2.34	2	2枚1組

- ※ ②の設置場所は、中央1列に点字ブロックが設置されています。
この点字ブロックの両側に広告マットを2枚設置していただきます。
- ※ ②の2枚1組の広告マットのデザインは、それぞれが別のデザインとしてもさしつかえありません。

- ・材料はナイロン、アクリル等を使用し、パイル長は10ミリメートル程度とすること。
- ・防炎又は難燃性の加工が施されているもの（面積が2平方メートルを超える広告マットについては、財団法人日本防火協会の検査済みで、防炎マークが付けられているもの）
- ・吸塵性能及び吸水性能を有するもの。
- ・広告マットの縁に約20ミリメートル幅のゴムを付けること。
- ・広告マットは両面テープで床に貼り付けること。
- ・リサイクル可能なものであること。

6 予定価格 事後公開

- 7 申込方法等 設置希望箇所の申込みとし、提出書類等詳細については「富士市広告入り足拭きマット設置に関する取扱要領」及び「富士市広告入り足拭きマット見積合せ説明書」のとおりとします。
- 8 遵守事項 「富士市広告掲載に関する指針」、「富士市広告掲載に関する基準」および「富士市公告入り足拭きマット設置に関する取扱要領」を遵守すること。
- 9 設置料の納付 設置者が決定し、契約を締結した後、市が指定した日までに市が発行する納付書により年額を一括で納入して頂きます。
- 10 その他
- ・公告マットの端、四分の一のスペースに別紙に示す富士市図柄を掲載いただきますのでご了承ください。
 - ・広告マットの清掃・取替等の維持管理は、設置者にて行って頂きます。その際に要する費用は、設置者が負担するものとします。
 - ・デザイン中に画数の多い漢字等を掲載する場合、大きさにより読みなくなる場合もあります。細かい図柄を使用されたい方は事前にメーカー等に確認した上でご応募ください。

●申し込み及び問い合わせ先

富士市役所 資産経営課（市役所7階南側）

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2726

FAX 0545-51-1479

E-mail : za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp